

ドイツ共産党の統一戦線運動の構造

——一九二二年後半から一九二三年を中心として——

山田 徹

目次

はじめに

第一章 前史及び党組織の概要

第二章 労働運動内の統一戦線運動

第一節 戦後ドイツ労働運動の構造的枠組

第二節 労働組合、経営協議会における共産党の運動

(i) 適応(以上本号)

(ii) 対抗

(iii) 統合

第三章 統一戦線運動における政府構想——「労働者政府」論

はじめに

本稿は、一九二二年後半から一九二三年におけるドイツ共産党の運動を、共和国の労働者組織との関連において考

察し、その指導、政策の体系を「構造」として抽出することを目的とする。

ところでヴァイマル共和国における労働運動の研究史は、第一次大戦後の革命期に関しては豊富であるが、以降一九二三年に至る不安定期を対象とする研究に乏しい。しかし、革命の「妥協構造」⁽¹⁾に由来する不安定要因は、革命の後も存続したのであり、この傾向は一九二三年には頂点に達した。それ故に、この年に至る共和国の政治状況は、以降の体制の安定性を考察する上でも、また延引されたドイツ革命の帰趨を明らかにする上でも重要な論点を提示すると思われる。特に新生の共和国は、共和派の労働運動と革命を志向する労働運動の分裂、後者の前者に対するさしあたりの敗北、の上に成立したのであり、この時期を労働運動の分野から研究することは、ひとつの意味をもつといえよう。さて、本稿は、そのような研究の一環として筆者の予定する一九二二—二三年の共産党研究の前半部にあたり、とりあえずこの課題を果すための予備作業となるものである。

本稿の基礎的な問題視角は次の通りである。従来ドイツ共産党の研究は、この党の上位組織であるコミンテルンとの関係を中心に論ぜられる場合が多かったが、ここではその問題は副次的な課題とし、共産党の運動を、第一に国内の労働者組織との機能的な関連において捉え、それが共和派の労働運動と如何なる連続性及び相違を有したかという問題を重視する。無論コミンテルンの運動は、旧来のインターナショナルのそれとは異なり、各国の運動を直接の指導下におく極立った集権性を特色とする。しかしそれにもかかわらず、コミンテルンの政策は、各国の共産党によって現実化され、いわば「意味転換」するのであって、その点で、コミンテルンの運動は、各国の運動の解明を通じて改めて精緻に研究される必要があるであろう。

本稿の対象となる時期は、右の問題を検討する上で豊富な素材を提供すると考えられる。これは、次の理由による。先ずドイツ共産党は、一九二一年三月の「三月行動」(„Märzaktion“)の敗北、同年六—七月のコミンテルン三

回大会を経て、大戦後の「革命の波の後退」を認め、「大衆の獲得」を第一義的な課題とするに至った。その結果、同党の運動は、共和派の労働運動への一定の譲歩乃至接近を余儀なくされ、それらを通じて革命を目指す運動を構築しようとしたのである。この意味で、当時の共産党の運動は著しく両義的であり、そこでは大衆的及び統合的政治指導が併存した、といえよう。他面この時期には、先の「妥協構造」に起因する様々の不安定状況が共和派の労働運動の側にも存在した。その点に関しては、労働組合運動の脆弱性、経営協議会制度の存続、政党間の不安定な連合状況、において明らかであり、就中革命期の闘争機関である協議会が、経営協議会として労働組合の下位機関に編入されたことは、この間の事情をよく物語るものであった。かくして、本稿の対象となる時期は、種々の不安定状況に適応した共産党の指導、政策の体系を、他の労働者組織との関連において考察することが、特殊に重要な課題となるであろう。ここでは、共和派の労働運動と接続した同党の指導の問題が主題となりえ、それらの組織の対抗と協働の関係を明らかにすることが大きな意味をもつのである。

上の点と関連して、本稿の研究史的な位置付けについて簡単にふれたい。一九二一—二三年の共産党の研究で最も詳細なのは、アングレス (W. T. Angress) の著作⁽²⁾であるが、この書は、西欧の伝統に従ってコミンテルンとドイツ共産党の問題を主要な考察の対象とし、国内政策の体系については言及に乏しい。むしろ、先のテーマと関連して挙げるべきは、西ドイツのレティヒ (R. Rettig) の研究⁽³⁾と、東ドイツのライスベルク (A. Reisberg) のそれ⁽⁴⁾であろう。このうち前者は、一九一八—二五年の共産党の労働組合運動を、また後者は、一九二一—二二年の同党のいわゆる「政治闘争」の領域をコミンテルンの指導と関連させて扱った研究であり、それぞれに詳細な叙述を展開している。しかしこれらの研究は、(1)労働組合と経営協議会の、後に詳述するような組織的機能の相違に十分な注意が払われず、その結果、(2)レティヒでは、運動の統合の契機を析出しえず、ライスベルクでは、労働組合を含む下位レヴェ

ルの運動を視野に含みえない、という弱点を有すると思われる。換言すれば、いずれの研究も、当時の共産党の、下位大衆組織への依拠とその統合という、運動の両極的な特質を適切に把握しえない、といえよう。しかし、一九二一年後半以降の同党の運動は、この点にこそ固有の性格と困難をもったのであり、本稿の課題は、その問題を運動の構造としてとりだすことに他ならない。この時期の共産党は、不安定期の日常的活動を通じて大衆の獲得を図り、その中で革命にむけた指導を賦与しようとしたのであって、それらの関連を精査することが本稿の意図するところとなるのである。

なお、表題の「統一戦線運動」という概念について、以下に付言しておきたい。「統一戦線戦術」(, Einheitsfront-taktik) という呼称は、一九二一年一二月のコミンテルン執行委員会の決議で公的に採用されたものであるが、本稿では、統一戦線運動とは、大衆運動に関するコミンテルン四回大会での一定式―「ブルジョアジーに対する全労働者の基本的な利益を守るために、共産党が他の政党、各集団の労働者及び無党派の全労働者と共同の闘争を遂行する」運動を総称することとする。そして、以下の論稿では、同党の農民層、都市中間層に対する運動は、主要な考察の対象とはならない。もとより筆者は、これらの問題を軽視するものではないが、しかし共産党は、一九二三年の危機状況を経た後も、農業労働者、小農民層に対する影響力を「イデオロギー的にも組織的にも極めて不十分である」と総括せざるを得なかったのである。また、都市中間層に関するキャンペーンも、この間遂に共産党の運動を規定するには至らなかった。それ故に、一九二一―二二年の同党の運動構造を論ずる場合、これらの問題をひとまず捨象して、さして不適當ではない、と考えられる。付け加えれば、当時の統一戦線運動は、「全労働者の基本的な利益」を防衛するための「党派を問わぬ」「下から」の運動の組織化を最大の課題としたのである。従って、統一戦線運動が作動

する最も基礎的な場は各経営であった。

以下の章では、先ず統一戦線運動の前史及び党の組織状況を簡単に述べた後、戦後ドイツ労働運動の内部での共産党の運動を、労働組合、経営協議会について検討し、次いで同党の運動目標となる政府構想の問題を、議会活動とも関連をさせて考察することとする。

- (1) K. D. Bracher, Die Auflösung der Weimarer Republik. Eine Studie zum Problem des Machtverfalls in der Demokratie, 5. Aufl., Villingen u. Schwarzwald 1971, S. 19.
- (2) W. T. Angress, Stillborn Revolution. The Communist Bid for Power in Germany 1921-1923, Princeton 1963.
- (3) R. Rettig, Die Gewerkschaftsarbeit der Kommunistischen Partei Deutschlands, Phil. Diss., Hamburg 1954.
- (4) A. Reisberg, An den Quellen der Einheitsfrontpolitik. Der Kampf der KPD um die Aktionseinheit in Deutschland 1921-1922, Berlin (O) 1971.
- (5) Protokoll des vierten Kongresses der Kommunistischen Internationale. Petrograd-Moskau vom 5. November bis 5. Dezember 1922 (以下「Protokoll K. I. IV.」と略記する。他年次の大会についても同様), Hamburg 1923, S. 1021.
- (6) Bericht über die Verhandlungen des IX. Parteitages der Kommunistischen Partei Deutschlands (以下「Bericht K. P. D. IX.」と略記する。他年次の大会についても同様), Berlin 1924, S. 64/19.

第一章 前史及び党組織の概要

一九二二年後半以降のドイツ共産党は、その組織的な前史として四つの事件をもつ。それは、創設、党二回大会の決定に基づく政党機能の独立の承認、独立社会民主党左派との合同による同党の大衆政党への転成、及び「三月行動」の蹉跌、である。これらは全体として、統一戦線運動の形成を漸次条件づけた、といえよう。本章では全体の緒論として、それらの諸点を組織的な問題を中心として略述したい。

さて、ドイツ共産党の成立の前提をなすドイツ革命は、同党の指導者ローザ・ルクセンブルク (Rosa Luxemburg) によって、「その四分の三までが現行帝国主義の解体からもたらされた⁽¹⁾」と評されたように、政党の指導の介入すること少き革命であった。この革命の組織的な担い手は、各地で成立した自発的な闘争機関である労働者・兵士協議会 (Arbeiter = und Soldatenräte) であり、決起した労働者、兵士は、この組織に拠って部分的に行政機能を代位し、或いは兵制の改革を迫ったのである。そして、この協議会乃至それに類似した大衆組織をめぐる、党の指導の問題が、初期の共産党内論争の最も主要な争点を形成した、といえよう。

ドイツ共産党は、革命期のさ中一九一八年二月三日から翌年一月一日にかけて創設され、よく知られるように創立大会では、政党、労働組合の指導を否定する急進派が多数を占めた。同派は、「集権的」な組織の指導を峻拒し、協議会運動に内在する大衆の自発性、分権主義をより重視する見解をもった。従って彼等は、共和派が一月中旬に予定した制憲議会選挙を、協議会体制に対立するものとして把え、また既存の「官僚化」した労働組合を批判して同組織からの脱退を強く主張したのであった。そのために、大会で採決された組織方針に従えば、党は協議会体制に対応した経営、地区及び産業にわたる組織として構想され、また各経営、地区組織は「完全な自治」を保有するものとされたのである。⁽²⁾ところでこの大会では、党指導部に、制憲議会選挙への参加に柔軟な方針をもつ、ローザ・ルクセンブルク、リープクネヒト (K. Liebknecht)、ヨギヒェス (L. Jogiches)、レヴィ (P. Levi) らの、著名な旧スパルタクス・ブント系指導者が多数選出され、急進派は、ランゲ (P. Lange)、フレイリヒ (P. Frölich) を指導部に送ったにとどまった。⁽³⁾しかし、右の経緯は、その精神的権威を別とすれば逆にローザ・ルクセンブルクらの指導の及ぶ範囲が党内では僅少であったことを照射している、といつてよいであろう。

このように、新たに創立された共産党は、統一的な指導体系をもたず、その党組織はむしろ、社会民主主義政党、

労働組合に批判的であり革命期の協議会運動の中で活発となった、各地域の急進主義者の小規模な集合体の域を超ええなかった。しかも同党は、成立直後の「一月闘争」(„Januar Kampf“)で有力な指導者であるローザ・ルクセンブルク、リープクネヒトらを失い、党の指導力を著しく減殺させたのである。

共産党が協議会運動の退潮の後、大衆組織とは区別された政党的指導機能、その集権性を公的に承認したのは、一九一九年一〇月に開かれた党二回大会においてであった。これは革命期後の党勢力の後退、組合運動の力の回復という状況とも対応するが、ローザ・ルクセンブルクの死後党議長に就任したレヴィは、急進派の党内からの排除という手段をもって、上の路線を党内に定着させた。この対立は、政治的協議会運動の存在のために、創立時には不分明であった党と大衆組織についての認識が、革命状況の喪失によって分化した故とみられよう。

レヴィら党指導部と、主にハンブルクに拠る急進派との抗争は、(1)既存の労働組合、議会に対する戦術的相違、及び(2)党の組織原理に関する表象の差異、に由来し、それら二つの問題は相互に不可分の関係をもった。即ち急進派は、一般に組織の階級制を否定する立場にたち、その点から組合などを「寡頭支配にたつ組織」として批判したが、この批判が更に党の指導機能への否定に及んだとき両派の対立は決定的になったのである。その場合急進派は、組合から分離して新たに連合(Union)という組織をつくったが、これは経営を中心とする党組織の連合体であり、大衆の自発性を最も重視する組織であった。(4)これに対しレヴィらは、経営の運動に「新たな権力的地歩」を賦与すべき旨を認めながらも、(5)組合、議会内の活動を革命に至る「準備的な手段」(„vorbereitende Mittel“)とし、それらの活動を集権的に指導する組織として党を想定した。従って彼等は、急進派の傾向を、政党的独自の指導機能を否定する「分権主義」として退けたのである。(7)この大会は、コミンテルンのラーデク(K. Radek)らの関与もあって結局党指導部の勝利するところとなり、急進派は党からの離脱を余儀なくされたのであった。従って共産党は、ここで独自

の党組織化への一步を踏みだすわけであるが、以上の経過は、創立大会より存在した両派の対立の帰結であるとともに、創立時には一義性を欠いた労働組合への態度を確定させる意義を有したといえよう。なお共産党は後にこの大会を、党の発展の「画期」(；Markstein；)として評価している。⁽⁸⁾

さて、一九二一年中期以後の共産党の運動を直接に規定づけたのは、一九二〇年一二月の独立社会民主党左派との合同と、翌年三月の「三月行動」と称される武装行動の敗北である。共産党はこれらの事件を経た後に、はじめて親コミンテルンの指導部の下で、大衆組織内に影響力をもつ統一戦線運動の推進に本格的に着手することとなったのである。上の諸事件の経過に関しては、他の研究書で多く論ぜられているため、ここではその組織的な帰結を中心として、大綱を述べるにとどめたい。

先ず共産党は、コミンテルンの関与による独立社会民主党の左右両派への分裂、左派の同党への流入をもって、戦後期の小集団組織から脱却し、一躍三七万余の党員数をもつ大衆政党へ転化した。加えて旧独立社会民主党員の多くは労働組合に属したため、共産党は以降独自の労働運動を遂行しうる大衆的な影響力を獲得したのである。この合同は、翌年の独立社会民主党右派の社会民主党への合流と俟って、共和国の労働者政党の分布を決定づけるものとなった。両派の合同大会は、一九二〇年一二月にベルリンで開催され、大会は共産党が労働者の闘争を担う「堅固な大衆政党」(；konkrete Massenpartei；)となったことを宣したのであった。⁽⁹⁾

ところで、翌年三月のいわゆる「三月行動」は、合同時には党内に混在した運動の二つの傾向―急激な行動への期待と従来の大衆運動継続の志向―を明確に分岐させ、前者の傾向を党内から払拭させる直接の契機となった。しかもこの過程は、コミンテルンの介入によって、大衆運動の志向を代表するレヴィ派の党よりの除去と、「三月行動」後の同党の大衆路線への回帰という錯綜した途を岐ることになり、それらを経て、この党の運動は統一戦線運動の路線

に帰着したのである。

「三月行動」とは、当時コミンテルンのブハーリン (N. I. Bukharin) らの主張する「攻勢理論」に基づいて、三月下旬に中独のマンシュフェルト鉦山地区を中心に惹き起した大規模な武装行動を指す⁽¹⁰⁾。行動の全体像に関しては、こんにちなお多くの点で不明であるが、いずれにせよこの事件は二つの組織的影響を共産党に与えた。第一には同党は右の過程を経て、旧来より国際的な指導の問題に関しコミンテルンとの対抗を強めていたレヴィ派の排除を完遂した。そしてこの後には、よりコミンテルンに従属的であるマイアー (E. Meyer)・ブランドラー (H. Brandler)・シュテーカー (H. Stocker) らが、曲折を経ながらも党の指導を継続し、以降の運動を主導したのである。

しかし「三月行動」が帰結したより重要な問題は、共産党がコミンテルン第三回大会(一九二一年六月七月)において、レーニン、トロツキーらの強力な関与を受けて、レヴィの指導した大衆運動の路線に回帰した点である。即ちレーニンを中心とするロシア側指導者は、国内でのネップ政策の採用とともに国際的な革命状況の後退を認め、コミンテルンの戦術的な目標を、労働組合、経営協議会などの大衆諸組織内の活動に基づく「大衆の獲得」とするに至った⁽¹¹⁾。これらの方針は、「三月行動」前の路線とほぼ同一の性格をもち、レヴィ除名の承認にもかかわらず、この大会はドイツ問題に関しコミンテルン指導部がレヴィの指導内容を再評価した場と評定することができるであろう。そして如上の諸決定は、ドイツ共産党第七回大会(一九二二年八月)で再度諒承され⁽¹²⁾、同党は、以降コミンテルンの認可する公的な路線として、大衆運動の構築を目指すこととなったのである。以上のように、ドイツ共産党の大衆運動は、一九二二年後半以後には、コミンテルンに従属的な指導部の下で、コミンテルンに認容された路線として展開されたのである。同時にこの党は「三月行動」で相当数の党員を失ったとはいえ、ほぼ二〇万規模の党員をもつ大衆政党として存続しえた。この党勢力は、同党の組織的な堅固さを考慮するならば、実質的に共和国内で社会民主党に次

ぐ第二の労働者政党を構成した、とみることができよう。かくして一九二三年に至る共和国初期のドイツ共産党は、共産党史家ヴェーバー(H. Weber)の述べるように、この国の「政治上重要な比重⁽¹³⁾」をもったのであり、同党はその時代において共和国期全体を通じて最も活発な運動を担うことになろう。

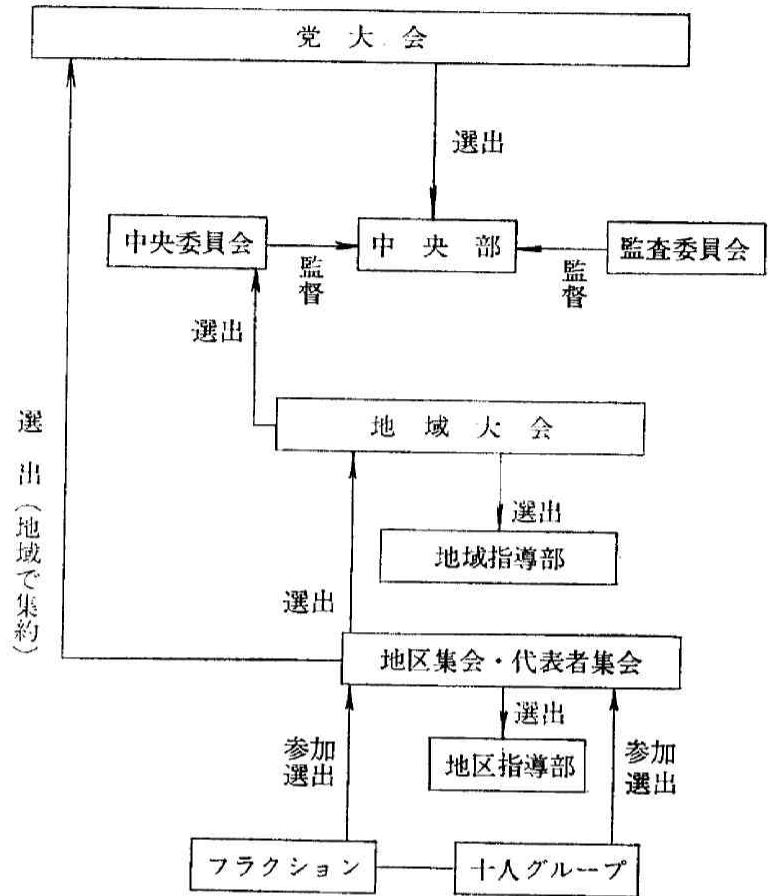
われわれは次に、当時の共産党の組織状況、構成について、行論上必要な限りで説明を加えることにしたい。それは、同党の大衆運動の基礎をなすものとなる。

本稿の対象となる時期は、二つの共産党大会(第七回大会と一九二三年一月の第八回大会)にはさまれているが、これらの大会に近接する時点での同党の党員数は、それぞれ一八〇、四四三人、二二四、六八九人である。⁽¹⁴⁾ 同時代の社会民主党の党員数は、約一二三、一万(一九二一年)、約一一七、四万(一九二二年)であるから、⁽¹⁵⁾ 共産党は、この党の約五分の一規模の政党として、労働者組織内で依然として強力な反対派としての地位を保有した。党員及び支持者の社会的構成については資料的に明らかではないが、ヴェーバーはやや時代は下がるが一九二七年に産業労働者が党内に占める割合として六八%という数字を挙げており、⁽¹⁶⁾ 一応これに近い数を推定することができよう。特に共産党は社会民主党に比して、「ツンフト的な伝統をもたない」労働者を相当に把えていたとされるが、⁽¹⁷⁾ これは革命期の協議会運動を担った層と対応するものである。また党の指導層内では知識人の占める割合が、創設時ほどではないが相対的に高かった。共産党の運動が活発であった地域は、ベルリン、ハンブルク、ブレーメンなどの諸都市、ハレ・メルゼブルクを中心とする中部ドイツ、ザクセン、ルール地方及び上シュレジエンの各産業地域であった。これに対し、北、南部、北東部ドイツの農村地域では最も弱体であり、総じて共産党の影響力はフレヒトハイム(O. K. Flechtheim)によれば社会民主党よりも特定の地域に集中していた。⁽¹⁸⁾

党の周辺組織は、この時代には余り整備されず、青年組織としてドイツ共産主義青年団 (kommunistische Jugend Deutschlands)、『救援組織として赤色救援会 (Rote Hilfe)』があり、その他少年、スポーツ、戦傷者各団体が存在した。なお共産党は中央機関紙『ローテ・ファーネ』(Die Rote Fahne)の他三三三の地方日刊新聞をもち、また理論機関誌『インテルナツィオナーレ』(Die Internationale)を隔月刊で発行した。

党の組織構成は、党七回大会で採択された組織規約によれば次の通りであるが、⁽¹⁹⁾社会民主党のそれと相似たものである場合が多い。党の最下位の単位は、居住組織である十人グループ (Zehnergruppe) 及び経営、組合内組織のフラクシオン (Fraktion) であり、これらの組織は社会民主党の保有しない組織であって、後にみるような下位レベルの闘争を重視する共産党の性格をあらわしているといえよう。特に十人グループは、党が非合法化された場合に依拠すべき組織とされた。党の階級制は、この上に地区 (Ort) ↓ 地域 (Bezirk) 毎の各指導部があり、このうち地域組織に関しては、社会民主党のそれは議会選挙区に対応したが (その数は三五)、共産党は産業地域に対応して設置しており (その数は二八)、また後者は地域党大会をもつ点で相違した。党の最高の議決機関としては、年に一度開かれるとされた党大会 (Parteitag) があり、「あらゆる基本的戦術的な問題」を決定するとともに、恒常的な指導機関としての中央部 (Zentrale) を選出した。中央部員は七回大会時で一四名であるが、二二年一月に除名されたロイター (E. Reuter) を除くと、彼等は、旧スペルタクス・ブント系の知識人党員—マイアー、タールハイマー (A. Thalheimer)、ツェトキン (K. Zetkin)、ブラウンタール (B. Braunthal)、ヘルンレ (E. Hoernle)、同系の労働者出身党員—ピーク (W. Pieck)、ヘッカート (F. Heckert)、シュミット (F. Schmidt)、ヘーライン (H. Eberlein)、ヴァルヒャー (J. Walcher)、ヴォルフシュタイン (R. Wolfstein) 及び旧独立社会民主党の労働者出身党員—ベトヒャー (P. Böttcher)、レンメレ (H. Rennele) に類型化されよう。また中央部は、社会民主党の党執行部と比較して、その集権性の故に一

第一表



である。

以下、これらの組織を基礎とする共産党の大衆組織内運動に論述を移そう。ところでこれらの運動は、既存の大衆組織のあり方と密接に関連して遂行された。従ってわれわれは先ず、戦後ドイツ労働運動の構造的な枠組を、共産党の運動と関係する限りにおいて約論することとしたい。

層の役割分担がみられるが、それらは政治局 (Politbüro) と組織局 (Organisationsbüro) に統括された。更に三ヶ月に一度中央委員会 (Zentralausschuss) が開かれ、地域大会で選出された中央委員が、党中央部の監督、重要な案件の処理にあたったのである。いまこれらを図示すると上図のようになる (第一表)。

概してこの時期の共産党は、中央委員会の議事内容の公開、党大会・中央委員会での副報告者 (Korreferent) 制の採用、などにみられるように、後の「スターリン化」の時代とは異なりより開かれた態勢をもっていた、と評しえよう。また同党は、先にもふれたように中央、最下位の組織の強化に努めたが、各地域の独自性はなお残存したの

- (1) Der Gründungsparteitag der KPD. Protokoll und Materialien (hrsg. von H. Weber), Frankfurt a. Main 1969, S. 183.
- (2) 覆日大会の経緯と闘いについて闘士報の刊行 経緯をめぐって闘いについて Vgl. Bericht K. P. D. I.
- (3) Der Gründungsparteitag der KPD, SS. 263-264.
- (4) „Statutenentwurf für die A. A. U.“ in: H. M. Bock, Syndikalismus und Linksradikalismus von 1918-1919, Malsenhein a. Main 1969, SS. 353-355.
- (5) Politisches Rundschreiben der Zentrale der K. P. D. von Anfang November 1919 in: Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. VII-1, hrsg. vom Institute für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands(以下「Dokumente, VII-1, 労働者の政治的闘争」) Berlin (O) 1965, S. 147.
- (6) „Leitsätze über kommunistische Grundsätze und Taktik“ in: Bericht K. P. D. II, S.61.
- (7) Ibid., S. 19.
- (8) Bericht K. P. D. V, S. 17.
- (9) „Manifest an das deutsche und das internationale Proletariat“ in: Bericht K. P. D. VI, S. 222.
- (10) 「三月行動」の闘争の歴史と詳細な資料が W. T. Angress, op. cit., Chap. IV-V. 東独の労働者の政治的闘争について Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Geschichte der Deutschen Arbeiterbewegung (以下「GDA 労働者の政治的闘争」), Bd. 3, Berlin (O) 1966, S. 324 ff.; A. Reisberg, op. cit., Teil III.
- (11) Protokoll K. I. III. S. 511.
- (12) „Resolution zu der Beschlüssen des III. Weltkongresses der KI“ in: Bericht K. P. D. VII, SS. 408-409.
- (13) H. Weber, Die Wandlung des deutschen Kommunismus. Die Stalinisierung der KPD in der Weimarer Republik, Bd. I, Frankfurt a. Main 1969, S. 7.
- (14) Bericht K. P. D. VIII, S. 64.
- (15) R. N. Hunt, German Social Democracy, 1918-1933, New Haven 1964, P. 100.
- (16) H. Weber, op. cit., Bd. I, S. 282.
- (17) O. K. Flechtheim, Die Kommunistische Partei Deutschlands in der Weimarer Republik, Offenbach a. Main 1948, S. 240.
- (18) Ibid., S. 241.
- (19) „Organisationsatzungen der KPD“ in: Bericht K. P. D. VII, SS.432-436.

第二章 労働運動内の統一戦線運動

第一節 戦後ドイツ労働運動の構造的枠組

本節では、統一戦線運動の理解の前提となる第一次大戦後のドイツ労働運動の性格を、その構造的な面を中心として通観する。そのために、以下の記述では、共産党の運動ととりわけ関係の深い自由労働組合を主要な対象として革命期に遡って検討をすすめる。自由労働組合は、いうまでもなく戦前よりの社会民主党の隣接組織であり、ドイツの労働組合運動の主流を形成する組織であった。特に同労組は、以前から高度の規律性をもって名高かったが、これは革命後には多くの不安定因によって脅やかされたのであり、本稿ではこの問題を、組合機構の簡単な紹介とともに、幾つかの領域で論じることにはしたい。その点は、とりもなおさず共産党の運動が依る基盤となる筈である。

戦後のドイツ労働運動の特徴として、先ず指摘しなければならない点は、労働組合員数の急速な増大であろう(第一表)⁽¹⁾。敗戦による体制の崩壊の結果、種々の桎梏から解放された労働者は、ほとんど「時代の象徴を認識したことの証左」⁽²⁾として組合に加盟した。このような組合員数の伸張は、共産党の大衆運動の与件である。

次に、労働組合の組織構成を、同じく自由労働組合についてみるならば、以下のようなものである。

自由労働組合は、労働者の組織であるドイツ労働組合総同盟 (Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund—ADGB) と、職員の組織である自由職員総同盟 (Allgemeiner Freier Angestelltenbund—AFA) 及び公務員組織であるドイツ公務員総同盟 (Allgemeiner Deutscher Beamtenbund—ADB) から構成され、このうちADGBは、一部産業別を含む四九の

第二表

年	自由労組 (1000)	キリスト労組 (1000)	ヒルシュ・ド ユンカー労組 (1000)	計 (1000)
1913	2574	343	107	3024
1914	2076	283	78	2437
1915	1159	176	61	1396
1916	967	174	58	1199
1917	1107	244	79	1430
1918	1665	405	114	2184
1919	5479	858	190	6527
1920	7890	1077	226	9193
1921	7568	986	225	8779
1922	7895	1049	231	9175
1923	7138	938	216	8292

が三年に一度開催され、ここで選出された全国執行部 (Bundesvorstand) が、全国委員会の監督を受けながら日常の運動の指導を遂行したのである。⁽⁴⁾

さて、戦後ドイツ労働運動の制度的枠組の基礎をなすのは、(1)一九一八年一月に締結された中央労働共同体協定(2)戦前にまで遡及する自由労働組合と社会民主党の関係のあり方及び(3)経営協議会の存在であった。雇傭者組織、組合、協議会、政党の四者のこの位置関係は、革命の「妥協構造」を典型的に示すものといえよう。以下順次各点を

職業別組合からなる集合組織であった。⁽³⁾各組合の最下位の執行機関は、地区グループ (Ortsgruppe) であり、この組織は場合によっては Zahlstelle と呼ばれた。その上位には地域指導部 (Bezirksleitung) が設置され、地域毎の賃金その他をめぐる運動、交渉の指導にあたった。更に、二乃至三年毎に開かれる組合大会があり、各組合の最高方針を決定するとともに、この大会で選出された執行部 (Hauptvorstand) が次大会までの全国の運動の指導を行なったのである。

各組合の横断組織としては、地区の段階では、地区委員総会—組合連合 (Gewerkschaftskartelle) と呼ばれた—で選出された地区委員会 (Ortsausschub)、地域段階では地域委員会 (Bezirksausschub) があり、更に各組合の議長及びその規模に応じて (三〇万人に一人) 各組合から選出された代表からなる全国委員会 (Bundesausschub) が構成された。そして最高の意思決定機関としてドイツ労働組合大会

要記する。

中央労働共同体協定は、革命の初期一九一八年一月に締結され、同協定は協議会運動に対抗して、労働組合を法的に承認しその団結権を認めるとともに、労働協約制度、調停制度の設立をうたい、更に積年の懸案である八時間労働制の導入を確認した。

このうち、労働組合の法的承認とその団結権の保障は、労働協約 (Tarifvertrag) 制度により具体化された。一九一八年一二月に共同体協定を受けて公布された「労働協約、労働者・職員委員会及び労働争議調停に関する命令」 („Verordnung über Tarifverträge, Arbeiter- und Angestelltenausschuss und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten“—略称「労働協約令」) の第一条は、「被傭者団体と個々の雇傭者または雇傭者団体との間に、労働協約の締結に関する条件が書面契約により規定されたときは、協約関与者間の労働契約は、協約の規定と異なる範囲において無効とする。……無効な協定に対しては、労働協約のこれに該当する規定が代わるものとする。」として労働協約のいわゆる不可变的効力を規定し、⁽⁵⁾協約当事者としての労働組合に、雇傭者 (団体) との同一の権能を与え、ここにドイツの労働関係は、名実ともに「集団主義的体系」⁽⁶⁾をとることになったのである。

しかし、この体系は、戦後インフレーションの進行により不断の動揺に見舞われた、とみななければならない。労働協約は、通常は、労働条件に関する種々の取り決めを規定した一般協定と賃金協定とからなるが、マルク価値の急速な下落は、一般協定に比して賃金協定の有効性を減ぜざるをえず、ここから、賃金条項を協約から切り離して別の協定に規定する、という場合がしばしば存在した。⁽⁷⁾従って、組合員の関心は次第に賃金協定に移り、組合の集団主義的価値のための闘い、組織生活への献身は失なわれていった、とされる。⁽⁸⁾この点は、いうまでもなく共産党の組合内活動の最も重要な契機となったのである。

しかしともかくも、労働協約制度は、戦後のドイツ労働運動の最大のバックボーンであり、一九一九年六月に開催された第一〇回ドイツ労働組合大会は、その「組合の将来の活動に関する方針」で、「経営民主主義の基礎は法律上有効とされた集団的労働協約である」と宣したのであった。⁽⁹⁾

労働協約で定められた種々の条項のうち、賃金問題と並んで労使間の争点を形成したのは、八時間労働制をめぐる問題であろう。この制度は共同体協定の九条で規定され、一九一八年一一、一二月に労働者に対し、翌年三月に職員に対し、それぞれの適用が政府命令により取り決められた。しかし、経済危機が進行し、また雇傭者側の力が漸次回復すると、この制度の改訂がしばしば試みられた。特に雇傭者組織は、先の命令を復員措置に基づく一時的な施策とし、一九二二中期からは、鉱山業を中心に実質的な時間外労働を導入したのである。労働組合はこれに対し、反対の意を表わし、「決然とした抵抗で反撃する」ことをたえず表明した。しかしなお、組合側も、組織の内外で急進的な勢力が再度抬頭すると、この原則を固持したわけではなかった。組合指導部は、既に一九二二年三月の全国委員会で「(現実の) 経済生活を無視した労働時間の一律的制定を望むものではない」とし、また一一回組合大会でも労働協約に基づく例外的な労働時間の延長を承認した。⁽¹⁰⁾ それ故に、この問題は、八時間労働制の無条件維持を主張する共産党との間で多くの論争を惹き起したのである。

以上のような労働協約制度の一応の確立により、労使関係は直接両当事者に委ねられることになり、それとともに中央、地方の労働共同体は、国と組合指導部の合議機関として以外は実質的な意味を喪失した。従って、国家はさしあたり労使関係の直接的な場からは退くのであるが、調停制度の機能が増大すると、国は労使関係において再び大きな比重を占めるようになった。

調停制度は、革命期の自然発生的なストライキに対しては、ほとんど機能しえなかったが、⁽¹¹⁾ 国側の力が回復するに

つれ、この制度を利用して政府が争議行為に介入することがしばしば試みられた。この趨勢を受けて、一九二一年三月には調停制度を法制化するための政府草案が作成され、翌年四月に国会へ上呈されるに至った。その主な内容は、(1) 争議行為に入る前の調停申請の義務(2) 争議行為の開始に際しては、秘密投票に基づき経営内被傭者の三分の二の賛成票を必要とする(3) 調停裁決送達後三日の後にはじめて争議行為に訴えうる(4) 一般経済生活の保護のために調停裁決の拘束力宣言を宣しうる、などの諸点であった。⁽¹²⁾ この法案は審議の煩瑣によりたびたび継続審議とされたが、労働組合はそれらに関して反対の立場を示し、第一一回組合大会では同法案を「強制調停と逮捕の威迫を手段として労働者の団結権を妨げるもの」として拒否する態度を表明した。⁽¹³⁾

しかし、インフレーションの進行と増大する組合員の不満の中で、労組指導部は、むしろ必要な協定の締結のために調停制度に期待することが多くなり、⁽¹⁴⁾ その点で組合指導部と下位組合員との乖離が進んだのであった。それ故に、前出の一回組合大会では調停法案に反対の意を表しながらも、なお拘束力宣言に関しては明確な否定の態度をとらなかつた。⁽¹⁵⁾ また経営者側も、当初は国家の介入に反対したが、インフレーション期には、妥結金額は直ちにその名目的な価値を失うという事情があり、次第に調停を歓迎するに至った。⁽¹⁶⁾ 特に、労使の上部組織が統一した賃金政策を提示した後は「価値安定賃金」—Wertverständige Löhne—「金価値賃金」—Goldlöhne—など、個々の協定の協議も、この賃金政策をめぐる上位組織の交渉として進行し、その後これを調整するというパターンが生まれ、劣悪な賃金条件の下にある下位組合員との緊張は甚しく高まったのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、戦後、共和国内の巨大な利益集団になったドイツ労働組合は、なお内部に様々の不安定要因を有し、その点で共産党の運動は種々の足懸りをもちえたのである。それは、共和国初期の過渡的な局面を示すものとい

えよう。ところで、戦後労働運動のいまひとつの重要な枠組は、自由労働組合と社会民主党の関係、より広くいえば組合と労働者政党の関係によって形成された。この問題は戦前につとに論議され、両者の関連に由来するイデオロギーは、急進的な運動に対する対抗イデオロギーともなったのである。次にこの問題を説明しよう。

自由労働組合と社会民主党の関係は、周知のように、一九〇六年にマンハイムの社会民主党大会で両組織の同等たることが協定され、ただ労働者の重要な利害に関連する問題については、両者の協議の義務があることが取り決められた——いわゆる「マンハイム協定」(„Manheimer Abkommen“)——。同協定は、旧来政党の従属組織としてあった労働組合が、その勢力の急速な進展を背景として、党からの独立と機能分化を宣したところにその政治史的意義を有した。この関係は戦後には更に促進され、一九一九年のニュルンベルク組合大会は、マンハイム協定の破棄を述べ、労働組合の政党活動からの「中立」を明確に宣したのであった。⁽¹⁸⁾かかる中立性の表明は、旧協定が単一の労働者政党の存在を前提としていたのに対し、大戦中に社会民主党が多数派と独立社会民主党に分裂したことを直接の根拠として提出されたが、この宣言が、労働者階級の二大組織の経済・政治活動の分野における機能の一層の分化、という文脈の中で把握することは自明であろう。従って、労働者の日常的な経済的、社会的権益の擁護乃至実現は、さしあたりは労働組合の固有の任務となり、それを政治的に解決することが有効と考えられた場合にのみ、社会民主党への圧力を通じて議会の場に問題が委ねられたのである。

しかしながら、このことはいうまでもなく、両組織の実体的な分離を意味したのではなかった。これらの組織の「形式的な分離にかかわらぬ密接な提携」⁽¹⁹⁾は、戦前より、選挙における組合の党への支持基盤提供、両組織成員のオーバーラップなどで明らかであるが、その点はとりわけトップ指導層において顕著であった。共和国期を通じて自由労働組合の指導的役員のひとつは社会民主党員であり、彼等は党指導機関にこそ成員を送らなかったが、党国会議

員団では極めて強い影響力を行使した。また社会民主党議員の多くは組合の構成員であり（このうち組合指導者の議員団に占める割合は約二〇％）、組合、党との公式非公式の接触を通じて、特に国会の経済委員会、社会問題委員会では、組合の利益が直接に反映されたのである。⁽²⁰⁾

他面、先の中立論は、その「中立」という非政治的外被を根拠として、他政党の組合内活動に対抗するイデオロギ―として利用された。右の点はとりわけ急進派の政治的労働運動に適用され、彼等は「組合の政治的中立」の名の下に組合活動からしばしば排除されることとなった。この問題は後に具体的に論ずるが、ここではさしあたり、それが先の組織的提携の問題と相補的な関係にたつことを確認すべきであろう。即ち、中立論の存在にかかわらぬ両組織の結合と、その存在の故の他政党排除という同論の二元的な作用非作用は、社会民主―自由労組系労働運動の全体としての圧力団体化、成員の利害の一義的な代表という観点から理解されうるであろう。その意味で、両組織の政治行動は特有の狭さをもったのであり、それは共和派の労働運動の基本的な弱点の一を形成した、といえよう。以上のようなドイツ労働運動の性格は、労働運動評論家シュトルムタール (A. Strunthal) の次のような批判を許すものであった。つまり、大戦後の労働運動は、些少な範囲の諸問題、その成員の利害に直接関係する問題にのみ関与し、政治権力に伴う責任を恐怖する巨大な圧力集団に転化したのである。⁽²¹⁾と。

ところで、上述のようなドイツ労働運動の特質は、この時代のプロブレマティシユな組織である協議会との対抗を通じて形成されたことに、われわれは留意しなければならない。そもそも、ドイツ革命を担う中心的な組織として膨大な大衆のエネルギーを結集させた労働者・兵士協議会は、終戦後の旧体制の自壊の中で、空洞化した中央、地方権力の執行を代位することによって成立した組織であり、地方毎に種々の政治的経済的な性格を保有していた。しか

し、この協議会組織のもつ実質的な政治的権限は、早くも国のレヴェルでは、一九一八年一二月の全ドイツ労兵協議会大会で人民協議会に移譲され、地方権力も、翌年五月のミュンヘン協議会共和国の崩壊をもってほぼ解体されたのであった。この結果、協議会運動に結集した大衆のエネルギーは、生産過程の内部に経営協議会組織として残存することになり、経営協議会が法的に承認された後も、この組織が旧来の労働者組織＝労働組合と如何なる関係にたつかがたえず各方面の間で論議されたのである。かくして、経営協議会をめぐる論争は、戦後初期のドイツ労働運動の最大の争点のひとつを構成した。上の問題はこの論文の重要な対象となるが、本節ではその序として、経営協議会の組合下位機関への編入の過程と、その組織的な性格を述べることにする。

経営協議会を各経営における労働組合の下位補助組織に改編しようとする試みは、先ずこの組織を、戦時下の労働者・職員委員会(Arbeiter-oder Angestelltenausschub)との系譜で把えようとする主張によってなされた。労働者・職員委員会とは、一九一六年一二月の「祖国緊急補助奉仕法」(„Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst“——ドイツの総動員体制を定めた法律)に基づいて設置された経営内労働者組織であり、その目的は、戦時下の労働者の不満を吸収して重工業経営の円滑化を図ることにあった。活動の形態は主として、「奉仕法」の承認とひきかえに譲歩を得た労働組合がこれらの伝達、紛争に際しての調停委員への提訴などであり、「奉仕法」の承認とひきかえに譲歩を得た労働組合がこれらの活動を後援する場合には、経営内労働者は一定の主張をもつことができた。⁽²²⁾それ故に、労働組合指導部は、戦後の協議会をめぐる論争に際しても、経営協議会を労働者委員会に連なる組織として把え、これに基づいて経営協議会の労働組合への従属を説いたのである。そのような見解の典型は、第一〇回組合大会でのADGB指導者ライパルト(T. Leipart)の次のような主張にみることができよう。「経営協議会は、しばしば労働者委員会と比較される。基本的に両者の差異は重要ではなく、その名称が変更されたにすぎない。……かつて経営内労働者は、経営者との交渉に

際し、組合代表を伴わず労働者委員会にのみ依存した場合は、しばしば経営者側に無視された。経営協議会もまた、組合を背後にもっていなければ、その任務を全うすることはできないであろう。⁽²³⁾

しかし、「革命の機関」としての協議会に結集した大衆のエネルギーを、このような主張に基づいて収束することは、到底不可能であった。かくしてそれは、革命のシンボルである「社会化」(„Sozialisierung“)をめぐる双方の對抗を軸として展開されることになった。

さて、「時代の寵子」たる社会化の要求は、一九一九年二―四月を頂点として、ベルリン、中部ドイツ、ルール地方での大規模な経営協議会ストライキで相次いで表明された。⁽²⁴⁾そのため当初社会化と協議会組織の結合を想定しなかった国政府は、急遽これに対応せざるをえず、三月初旬には、国民議会で次のような声明を発表して、協議会を社会化の際の一方の担い手とすることを容認した。即ちこの声明は、(1)労働者協議会の法的承認とその旨の憲法での表記力、などを規定したのである。⁽²⁵⁾これらの組織構想は、法制的には、著名な国憲法第一六五条に結晶化され、経営―地域―国にわたる労働者協議会、及び全経済的課題の遂行、社会化法の実行の協力を目指す地域―国の経済協議会の設置が公示されたのであった。

しかしながら、大衆運動の圧力に譲歩して政府が提出し、三月下旬に国会で可決された「社会化法」(„Sozialisierungsgesetz“)「炭鉱業規制法」(„Gesetz über die Regelung der Kohlenwirtschaft“) また四月の「カリ業規制法」(„Gesetz zur Regelung der Kaliwirtschaft“)は、協議会運動が衰退すると、わずかに炭鉱業、カリ業の強制シンジケート化を結果したにとどまった。そして、五月以降の各地の協議会運動の決定的な退潮は、前出の憲法公布にかかわらず社会化の実現を全く彼岸のものとした。(なおこの年の十二月にも「電気事業社会化法」(„Gesetz betreffend die Sozi-

alsiegung der Elektrizitätswirtschaft“)が制定されたが、その規定は同様に実現されなかった)このようにして、国―地域の経済協議会は、社会化を実現する機関としては悉く無実化し、それと共に、労働者協議会は、労使の同等の代表から構成される共同決定機関としての性格も失い、経営内での労働条件を経営者と協議する、極めて狭い任務をもつ労働者組織に変質させられたのである。それは労働組合の下位補助機関ともいべき組織―いわゆる労働組合の「長くのびた腕」⁽²⁶⁾―であり、このことは、(1)ADGB全国委員会の決定に基づく自由労働組合系の経営協議会中央指導部(Betriebsrätezentrale)の設立(一九二〇年六月)、及び(2)この指導部の下で同年一〇月に開催された第一回全国経営協議会大会で自由労組側の指導権が確立したこと、を以て組織的にもほぼ確立した⁽²⁷⁾。以上のような経営協議会の機能を公的に承認した法律が、一九二〇年二月に公布された「経営協議会法」(Betriebsrätegesetz)⁽²⁸⁾である。

以下、同法に即して法的に承認された経営協議会の組織的性格を瞥見しよう⁽²⁸⁾。

経営協議会は、被傭者(労働者、職員)が構成する組織であり、二〇人以上の被傭者を有する経営において、最高三〇名(一万五千名以上の経営)までの成員からなる協議会員によって代表された(一条、一五条)。協議会は、通常は労働者協議会と職員協議会にセクション化された(六条)が、問題が全被傭者の利害に関連する場合は両者が合同してその処理にあたった。協議会員は、当該経営の一八才以上の男女被傭者の比例代表、直接、秘密の選挙によって選出され、労働者、職員の各々の員数に従って各セクションに按分された(一七、一八、二〇条)。この選挙規定からわかるように、経営協議会は全従業員組織であり、任意加盟制をとる労働組合とは組織原理を異にしたのである。また協議会の活動を補足、監視するために、全被傭者が参加する経営集会(Betriebsversammlung)があり、協議会員の活動に関し要望と提案を行なうことができた(四五、四六、四七条)。全従業員が参加する選挙及び集会という点に、われわれは革命期の痕跡を見出すことができよう。

経営協議会の目的は、主として経営目的の推進、被傭者の利益の擁護、経営への参加、に大別され、このうち、被傭者の利益擁護に関しては、経営者との就業規則、服務協定の締結及びその変更（六六条五項、七八条三項）、被傭者の福利、厚生についての協力（六六条八、九項）、労働協約、調停裁定の実施の監視（六六条四項、七八条一項）、被傭者の採用、解雇に関する一般規則作成（七八条八、九項―但し労働協約に規定されていない場合のみ）などが定められた。また経営参加に関しては、監査会への一乃至二名の協議会員の参加（七〇条―但し秘密保持の義務があった）、労働者の利益に関連する営業事項の報告の要請（七一条）、一定規模以上の経営における貸借対照表、損益計算書の閲覧、説明の要求（七二条）などの諸点が同法に盛り込まれたのである。

経営協議会を組合の枠内に留めるための措置は慎重に考慮された。この点は多岐にわたるが、典型的には八条で「成員の利益を代表する労働者、職員の経済団体（即ち労働組合―筆者）の権利は、この法律の規定が及ばないものとする」として、組合の協議会に対する優位を規定した。またいわゆる経営内協定（Betriebsvereinbarung）と労働協約の競合の問題に関しては、七八条三項で「現行の労働協約の範囲内において、……就業規則またはその他の服務規定につき雇傭者と協定する」こととして、明瞭に労働協約の上位原則を承認したのである。

右に概観したように、「経営協議会法」は、協議会の諸機能を大幅に制限し、それを組合の経営内補助組織に再編する志向をもった。更に以上の諸規定のうち、経営参加の項に関してはその多くが形骸化され、わずかに被傭者の利益に関連する福祉厚生、解雇問題などで幾つかの協働の途が開かれたにとどまった。また多くの労働協約は、先の規定にかかわらず改めてその優位性を確認し、経営内協定が労働協約の内容を逸脱しないことをたえず図ったのである。⁽³⁰⁾

これは、経営者、労働組合の双方が、左派の「協議会思想」(„Rätegedanke“)の浸透を恐れた結果であった。経営協議会は、上の「協議会法」の存在にもかかわらず、なお固有の発生的組織的事情から、この時期にも多くの急進

性を孕んだのである。とりわけ同組織は、戦後インフレーションのような労働者の肉体的生存が脅される如き状況において、組合運動とは異なる闘争の単位となる可能性をもった。これは、経営協議会の次のような組織的特質によるものであり、その点は当時の協議会の性格を他面から規定づけたのである。先ず、各経営には種々の職域があり複数の組合が存在する場合も少くなかったが、該経営が困難におちいった際は、労働組合が多く職業別の横断組織であり可動性に乏しかったのに対し、経営協議会はより敏速に対応し、個々の経営の实情に応じて闘争を展開する可能性を有した。また、戦後は労働協約の当事者が「集团的労働協約」の一般化により、地区以上のレベルの組合である場合が多く、それ故組合は、各々の経営内に醸成される不満を吸収するには不充分であった。これに対し、経営協議会は全従業員組織であって、組合に組織されない従業員も含み、それらの層を動員してひとたび闘争が開始されるならば、より大規模な運動を遂行する潜勢力をもったのである。更に、経営内では種々の集会、会議で活動家と従業員との接触が比較的容易であり、比例代表制の選挙によって少数グループを協議会へ送りうる、という事情とも俟って、左派の活動は、経営協議会で最も活発であった。その際、革命期を想起させる、「協議会」という名辞のもつ象徴的作用も少なからぬ役割を果たしたであらう。

さて、革命時の自生的な経営協議会は、戦前に既に存在した種々の要因——産業構造の高度化、生産工程の平準化・非熟練化に伴う新たなタイプの産業労働者の出現、官僚化した既存労働者組織に対する彼等の心理的不満——に由来する「革命的」ゲシュタルト、とされる⁽³¹⁾。それは結社原理にたつ利益集团的組合組織に対し、全従業員の参加による生産の統制を目指す新たな組織的可能性の開示であった。この画時代性は、革命期後までには多く解体されたが、なお経営協議会はその「遺産」を内部に潜在させたのである。その意味で、当時の協議会は、限定された意味をもつとはいえず、トルミン(W. Tormin)・ヘルツェンの指摘した⁽³²⁾「利益代表機関としての協議会」(„Rate als Interessenvertretung“)

と「闘争機関としての協議会」(„Räte als Kampforgane“)としての性格をあわせもつ組織であった、と総括することができよう。

F・ノイマンはかつてその高名な著書で、ヴァイマル憲法をもたらした諸集団の妥協の形態として幾つかの点を列挙した⁽³³⁾が、そのうち、中央労働共同体協定の成立と社会化・協議会制度の存続をめぐる妥協は、戦後のドイツ労働運動の性格に直接の根拠を与えるものとなった。共同体協定に基づいて法的に承認された労働組合は、反面、協議会運動を共和国の労働秩序に組み入れることによって革命を妥協的に収束しえたのである。しかしそれらの妥協は、直ちに労働諸関係の安定をもたらしたわけではなく、加えて組合は、組織維持の立場から、国、経営者との後退的な了解を余儀なくされた。従って戦後膨大な成員の増加を得た組合は、むしろそのことによって、これまでに見たように特に下位レヴェルでは適切な指導性をもちえなかったのである。戦前から各国に比較して高度の組織性を誇りえたドイツの組合運動は、共和国の初期の局面では、下位組織に及ぶ指導を十分に果せなかったのであり、この点は共産党の運動にとり、最も重要な意味をもつであろう。

では、ドイツ共産党は以上のような枠組をもつドイツ労働運動に対し、如何なる運動を展開したのであろうか。

- (1) J. Kuczynski, *Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. V, Berlin(o) 1966, S. 243.
- (2) U. Hillbusch, *Gewerkschaften und Staat, Ein Beitrag zur Geschichte der Gewerkschaften zu Anfang und zu Ende der Weimarer Republik*, Phil. Diss., Heidelberg 1958, S. 52.
- (3) 一九二二年のドイツ労働組合大会議事録を報告された数字。Protokoll der Verhandlungen des elften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (以下「Protokoll Gewerkschaften, XI.」と略記する。他年次の組合大会についても同様), Berlin 1922, SS. 4-23.
- (4) 以上の叙述は、T. Cassau, *Die Gewerkschaftsbewegung. Ihre Soziologie und ihr Kampf*, Halberstadt 1925, S. 54 ff.; H. Gätsch, *Die Freien Gewerkschaften in Bremen 1919-1933*, Bremen 1969, SS. 13-17 による。なお地域委員会は一九二二年の組合大

会でその設置が決定された。

- (5) 久保敬治、『ドイツ労働法の展開過程』一九六〇、一三三頁。
- (9) F. Neumann, Behemoth. The Structure and Practice of National Socialism, 2. Aufl. Oxford 1944, P. 12.
- (7) 久保、前掲書、一一八頁。
- (8) R. Seidel, Die Gewerkschaften nach dem Krieg, Berlin 1925, S. 40.
- (6) Protokoll Gewerkschaften, X, S. 52.
- (10) S. Schwarz, Handbuch der Gewerkschaftskongresse, Berlin 1930, S. 84.
- (11) R. Seidel, op. cit., S. 47.
- (12) 後藤清、『社会法における政治的要素』、『法と経済』第三卷第五号所収、六九頁。
- (13) Protokoll Gewerkschaften, XI, S. 450.
- (14) R. Seidel, op. cit., SS. 48-49.
- (15) S. Schwarz, op. cit., S. 346.
- (16) R. Seidel, op. cit., S. 49.
- (17) Ibid., S. 51.
- (18) „Beschluss über die Neutralität der Gewerkschaften gegenüber den Arbeiterparteien“ in: Protokoll Gewerkschaften, X, S. 56.
- (19) H. N. Hunt, op. cit., P. 167.
- (20) Ibid., PP. 168-174.
- (21) A. Sturmhäl, The Tragedy of European Labour 1918-1939, New York 1951, P. 5, P. 7.
- (22) C. W. Guillaud, The Works Council, London 1928, P. 3.
- (23) Protokoll Gewerkschaften, X, S. 433.
- (24) ハの題程のドイツの P. v. Oertzen, Betriebsräte in der Novemberrevolution, Düsseldorf 1963, Kap. 4-5.
- (25) 久保敬治、『ドイツ経営参加制度』一九六五年、一〇頁。
- (26) F. Neumann, op. cit., P. 406.
- (27) Protokoll Gewerkschaften, XI, SS. 228-229.
- (28) マの題程の M. Berthelot, Works Councils in Germany, Geneva 1924, P. 19 ff.; C. W. Guillaud, op. cit., P. 14 ff. 以下。

- (29) 参照、吉村勲、「ドイツ経営協議会の発生と展開」、『経済学年報』第八集所収、一六二—一六三頁。
- (30) 久保、『ドイツ労働法の展開過程』、一四五頁、一四七頁。
- (31) P. v. Oertzen, op. cit., S. 311.
- (32) Ibid., S. 333; W. Tormin, Zwischen Räte-diktatur und sozialer Demokratie. Die Geschichte der Rätebewegung in der Deutschen Revolution 1918/19. S. 8.
- (33) F. Neumann, op. cit., PP. 11-13.

第二節 労働組合、経営協議会における共産党の運動

「(労働組合の)『反動性』を恐れ、それを避けようと試み、それを飛びこえようと試みることは、この上なく愚かなことである。」

「(共産党員は)いやしくもそこにプロレタリア的または半プロレタリア的な大衆がいるならば、その機関・協会・団体——たとえそれがどんなに反動的であろうとも——の中でこそ、系統的に、頑強に、根気強く、忍耐強く、宣伝し煽動するために、最大の障害にも打ち勝つことができなければならない。」(レーニン『共産主義の左翼小児病』⁽¹⁾)

一九二〇年五月、レーニンは、コミンテルン二回大会の直前に、パンフレット『共産主義の左翼小児病』を著わし、ロシア共産党の経験を基にして、統一戦線運動の原型ともいえるべき幾つかの指針を提示した。マキャヴェリの『君主論』⁽²⁾とも比せられるこの書は、多くの微細にわたる指導の体系を示したが、ここに盛られた内容をドイツの土壌に移す試みは、なお困難な経路をたどったのである。

本節では、ドイツ共産党の大衆組織における運動の諸局面を、自由労組系労働運動との関係における適応と対抗、及び運動の統合という視角から整理することとする。それらは、共和派の労働運動への依拠とその対立の諸相を示す

であろう。なお以下の叙述では運動の形態的な特色が主題となり、運動の目標である政策的な内容については、次章で取り扱うことにする。

(i) 適応

共産党の大衆組織内の活動は、労働組合と経営協議会の組織的な相互関係、及びそれらに対する同党の認識の仕方によって推移する。革命期後の組合運動に対する同党の接近は、先ず協議会運動の弱体化に伴なって進化した。

さて共産党が組合運動への参加を正式に決めたのは、先にもふれたように党二回大会であったが、その実際的な関与は、経営協議会が組合に近似する機能をもつにつれ増大した、とみることができよう。この過程の一つの転機となったのは、既出の「経営協議会法」の成立であった。右法律に関しては、共産党は成立の過程では強い批判的態度をとったが、その後には党勢力の実態を考慮して漸次柔軟な姿勢をもつようになった。従って例えば一九一九年一月末の党内回状では、協議会内活動の方針に関し、党の影響力の少い経営では同法の規定する経営協議会選挙に参加し、その組織の内部で活動することが指示されたのである。⁽³⁾このような合法的協議会活動への参与は、経営協議会の組合下位機関への編入とともに、実質的に同党の組合内活動を準備した、といえよう。

しかし右の時代から「三月行動」の敗北までにかけては、両組織への論及は、革命に引照して述べられる場合が多く、「組合が革命の機関となるにつれこれらの組織は融合する⁽⁴⁾」とする思考が支配的であった。同党が組合内活動に本格的に着手するのは、本稿の対象となる一九二一年後半以降のことである。独立社会民主党との合同後の心理的昂揚が「三月行動」の挫折によって鎮静し、多くの党員が逮捕乃至組合からの除名処分を受けた後に、共産党ははじめてそれらの運動に踏みだしたのであった。われわれはいまこの点を、合同を決議した党六回大会と「三月行動」後

の党七回大会での基本的な論調を比較して検討することにしよう。

両大会の議事録を通観してわれわれが直ちに気付く点は、七回大会では合同大会に比して、経営協議会への言及が著しく減っていることである。合同大会を支配したのは、概してオプティミズム、行動への期待であり、先にも述べたように革命と関連する大衆組織のあり方が問題とされた。これに対し、七回大会では、党の組合運動指導者ヴァルヒャーが、協議会の認識について「経営協議会の機能が以前の労働者委員会のそれに戻った⁽⁵⁾」ことを嘆じなければならなかったのであり、先の問題はほぼ宣伝の対象に転移した。因みに七回大会でのヴァルヒャーの報告は、「労働組合におけるわれわれの活動」と題されたが、前、前々大会でのそれに相應する報告の表題は、それぞれ「労働組合と経営協議会⁽⁷⁾」、「経営協議会、政治的労働者協議会及び失業者問題⁽⁸⁾」であり、この間の党の関心の変化を物語っている。そして七回大会では、「三月行動」後の組合離脱の傾向から、ここでは傘下の黨員を組合内に繋留することが、党指導部の方針の主要な内容となったのである。この点に関し採択された決議では、党規約の遵守、非労働者・組合被除名者を除くすべての黨員の組合への参加が義務付けられ、フラクションは各経営とともに既存の職業別組合の内部に設置されるべき旨が指示されたのであった。従って七回大会以後は、労働組合への適応は、共産党の最大の課題の一となったのであり、同党の大衆組織内の活動は、組合運動の問題を充分視野に入れて、改めて問われなければならないであろう。われわれは、この点を前提として、次に一九二一年後半以降の共産党の運動の特質を逐次検討することにしたい。それらは、様々の意味で「過渡的」な局面をもち、その点で共産党の指導もまた、多くの不安定性をもつであろう。なお、以下の記述では、運動の総体的な指導の問題を重視し、資料的な制約もあって、個々の職業内の活動については立ち到らないことにする。

大衆組織における共産党の運動は多面にわたるが、先ず組織的な問題からふれよう。

共産党の組合、協議会内活動を遂行する最小の組織単位はフラクションであった。この組織については、「細胞」(„Zelle“)とも呼ばれたが、当時は合同後の旧独立社会民主党員への配慮から、上の名称が多用されたと思われる。フラクション建設の方針は、合同大会で最初に体系化され、その決議に従えば、経営、組合のフラクションは、地区、地域、全国のレベルで結合され、それらは組合内反対派の指導組織となることが予定された。⁽¹⁰⁾しかし、「三月行動」後はフラクションの建設は不振であり、七回大会では、組合側の対抗措置によって多くの経営、地区でフラクションがなく、存在するところでも、これを党の地区連合に結合することを怠り、或いは強力なフラクションでも実際活動がなお不十分であることなどが指摘された。⁽¹¹⁾そのため大会の直後に、共産党系労組員からなる組合反対派の全国会議が開かれ、ほぼ次のような組織方針を確立した。ここでは組合内活動への傾斜が一層顕著になるが、それによると、フラクション活動は既存の職業別組織を基礎とし、すべての経営、各地区の組合組織にフラクションをつくる、地区フラクションの指導部として、地区委員会別名赤色カルテル (Örtlicher Arbeitsausschub, oder rotes Kartell) を設ける、この活動を地域で統括して一五の産業グループに編入する、という組織形態が決定されたのである。更に地区、地域の指導部には、「責任を自覚する党员」を任命し、旧来より更に集権化された組織の整備が図られた。⁽¹²⁾そしてこの会議の後には、同党の組合活動を国規模で指導するために、中央部に直属する組合理部 (Gewerkschaftsabteilung) が新設され、またその下に金属、鉄道、鉱山、木材、建築、印刷、皮革、市町村、邦労働者、自由職業、化学、食料、飲料、衣服、繊維、職員毎の産業グループが設置され、特に共産党が重視する前五者については、各組合毎のスペシャリストがおかれたのである。⁽¹³⁾ところで、これらの産業グループの分類は、自由労組系の経営協議会中央指導部の下のそれと同一であり、既存の組合を活動の基礎としながらも、なお協議会運動への再編を志向する共産党の意図を、われわれはここに窺うことができるであろう。

しかし、フラクションは、必ずしも厳格な党の最小単位としては機能せず、後の評価によれば、この組織は多く「黨員と支持者の結合体」であった。⁽¹⁴⁾ 黨員の間でも、このような認識が一般的であったようであり、従って、黨員のみの組織である「経営細胞」(„Betriebszelle“)の制度が改めて導入されたとき(一九二三年五月)は、大部分の黨員はその意味を理解しえなかった、とされる。また居住組織(十人グループ)との関連については、党の事務的な活動―党費支払い、新聞販売など―はこの組織を通じて行なわれ、フラクションは十分に党の基礎単位とはなりえなかったのである。⁽¹⁵⁾ それらの点で、フラクション組織は、党の旧来の分権的傾向或いは旧独立社会民主党の伝統を残すものといえよう。

以上の活動に基づいて、一九二三年一月に共産党のフラクションは九九七を数えるに至った。⁽¹⁶⁾

では共産党は、戦後の組合運動の基礎をなす、労働共同体、労働協約、調停制度について、どのような態度をもつたであろうか。この問題に関しては、党文書では充分明らかにならないが、合同大会で若干の言及がみられる。即ちこの大会で報告にたったブランドラーは、それらについてふれ、労働協同体は階級協調を招来するものであり、また労働協約、調停制度も「最終闘争に至りえない労働者の弱さの結果」であることを述べた。⁽¹⁷⁾ しかし他面彼は協約、調停制については、労働者階級全体の利益となることを基準として、「可能な限りわれわれの目的のために成果をひきだす」と述べて、それを利用することを示唆した。⁽¹⁸⁾ もとよりこの方針は、労働協約制度への依存を意味するのではなく、特に賃金条項については、後にもみるように共産党はこれを否定する態度をとった。しかし、ともかくも組合活動を重視した七回大会以後の共産党が、先のブランドラーの言と比較しても、より一層の配慮をもってこれらの制度に対処したことは推定しえよう。

上の点と関連して、当時期の共産党の組合内政策は、自由労働組合のそれとの連続性が強く意識され、ある場合に

はそれらの政策は重なりあった。この政策は概して、自由労働組合の政策をより急進的に改編するか、或いは同組合の提案になりながら実現の困難な政策に対し、「完全な実施」を要求することによってなされた。その典型的な例は、当時自由労組指導部が国政府に提出した二つの「十項目要求」をめぐる問題にみられる。この要求は、一九二一年二月に提出された失業問題についての十項目要求⁽¹⁹⁾、及び税政策に関する十項目要求⁽²⁰⁾であるが、特に後者は、所有階級への「有価物没収」(„Erfassung der Sachwerte“)の政策として喧伝されながら、政治的レヴェルでは実質的に社会民主党の累進課税策、間接増反対の政策などに吸収されたものであった。これらの要求に対し共産党は、「有価物没収」の政策を、より徹底した国家所有政策に再編して、同党の独自の政府構想と結びつけ(次章参照)、また経営、組合の内
部では、組合の要求を「文字通り」実施することをあらゆる機会に宣伝したのである。

このような日常的諸利害に関係する問題を党の立場から宣伝する活動は、党員にたえず指示されたが、そこで多く試みられた方法は、大衆が参加する経営、組合、地区の各集会を利用し、彼等に直接アピールすることであった。特に組合反対派の有力なところでは、共産党員は副報告者として登壇しうる場合があり、その席では彼等は組合指導部との公開の論争をすすめることができた。また一般に集会では、演者は党の作為を印象づけないこと、当該の集会に関係する問題と関連づけて党の政策を宣伝すること、などが重要視された⁽²¹⁾。この点は、特に下位組合員への意思伝達を欠く組合指導部の行動に対し、有効な批判となったのである。更にこれらの活動の一環として、労働組合、社会民主主義政党指導部にあてて、しばしば「公開状」(„Öffener Brief“)が発行され、この書簡に託して、種々の要求、共同の会談の開催などが提案された。公開状は多くの場合無視されたが、その場合は、これらの組織の不作為が糾弾され他の組合員に周知せられたのであった。なお、共産党は組合内の文書活動を重要な課題とし、雑誌『共産主義的労働組合員』(„Kommunistischer Gewerkschafter“)などの定期刊行物を発行したが、それらは必ずしも所期の成果を

あげえなかったようである。⁽²²⁾

ところで、以上のような既存の組合運動とオーヴァーラップする活動は、更に組合の主宰する幾つかの大会でも同様にみられるところであった。その点でひとつの事例となるのは、一九二一年一二月に開かれた金属労組全国経営協議会大会である。金属労組は、自由労組内の最左派の組織であり、共産党が最大の影響力を有する組合でもあった。さてこの大会は協議会大会と銘打たれたが、実際は代議員は組合に所属する者からなり、金属産業内の他の組合に属する協議会員は排除された。共産党は、それらの点については金属産業に従事するすべての者が代議員選挙に参加すべき旨を主張したが、しかし組合の指導する大会に対抗して「規約に違反する」(Wild) 会議はこれを強行しないことを表明したのである。⁽²³⁾ また討議の過程では、石炭、鉄業の社会化政策、経営協議会法の改訂などを内容とする運動案が、ディスマン (R. Disman) から独立社会民主党系の指導部から提出されたが、この提案では、賃金闘争は協議会の課題ではなく組合の任務であることが強調された。⁽²⁴⁾ これに対し共産党系の代議員は、組合と協議会の協働による「賃金—経済闘争」の遂行、税闘争の推進、などを内容とする決議を準備したが、⁽²⁵⁾ この決議は投票の段階までに取下げられた。そして結局この大会では経営協議会法の改訂を提案したディスマンの決議が、『ローテ・ファーネ』の表現によれば「一致して」採択され、⁽²⁶⁾ 従って共産党はこの決議に支持を与えたのであった。このような姿勢は翌年九月の輸送労働者組合大会でも踏襲され、同大会では共産党のテールマン (E. Thälmann) らの指導する反対派の存在にかかわらず、旧指導部は「僅かの反対票を除いて」再選の支持を受けたのである。⁽²⁷⁾ 従って共産党は、後にみるように、二一年末の時点から協議会に拠る地域的な統合を時として目指したが、なお組合の主催する大会では極めて慎重な態度をもった、といえよう。

次にわれわれはやや視点を移して、組合と協議会の関連がより錯綜する場合についての、共産党の態度を検討することにしよう。それは、組合の主導する経営協議会選挙、賃金闘争及びストライキをめぐる問題である。これらの諸点特に後二者は、共産党の下位組織依拠への志向を端的に示し、同党の運動の顕著な特徴となる。

先ず経営協議会選挙の問題から述べよう。

経営協議会選挙は革命の制度的残存であり、この選挙は、急進派の意図と組合側の対抗が相競争する場となった。そのため組合指導部は、協議会法の施行後もこの点には警戒の念をとり、選挙を組合の指導の下におくことをたえず試みた。一九二二年の全国組合大会で採択されたブライ (A. Bry) の決議は、このような組合指導部の態度を明示しており、それによると、⁽²⁸⁾経営協議会の選挙は組合が計画的に準備し、候補者は自由労組系の組合員から選択し他系の組合との選挙協定は避ける、この原則に従って候補者リストが作成された場合、他の自由労組系組合員 (主として共産党系組合員を指す—筆者) は対抗リストを作りえない、協議員の選出は政治的傾向に基づくのではなく職務上の有能性、勤勉性そして組合活動の経験を基準とする、という諸点が承認され、選挙を政党間の抗争の場としないことに意が注がれたのである。

右の経営協議会選挙に関し、共産党は一九二二年春の選挙では、次のような方針をもってこれに参加した。即ち同党は選挙に先立って経営・組合活動者会議を開きこの問題を討議したが、この会議では、党が組合運動から乖離するのを避けるため、選挙での独自リストの提出を極力控え、各党の代表を統一して自由労組系の統一リストを作成すべき旨が決定された。⁽²⁹⁾しかしその場合、統一リストの作成は、各党の上位組織間の折衝に基づくのではなく、事前に経営集会で各党の代表者がプログラムを提示し、公開の討論を経た後に決定することとした。⁽³⁰⁾更に共産党は、選挙に際しては各候補者に党の政策に連なる幾つかの項目を質疑し、候補者の政治的立場を浮き彫りにするよう努めた。⁽³¹⁾従つ

て同党は、個々の協議会内では組合の指導を退け、下位従業者に開かれた選挙運動を展開して、彼等の組合への不満を吸収しようとしたのである。これらの活動の結果、この回の選挙では、先の統一リストは政党リストに建前上反対する組合側の圧力によって実現せず、共産党の報告によれば、最も多い選挙リストの形態は、⁽³²⁾実質的に、共産、社民・独立社民、キリスト系その他の他系組合、という三種よりなるものであった。従って、共産党が成果をあげた経営でも、そのほとんどは、組合側のリストに対する党独自の候補者リストによって達成されたのである。なお上のような選挙活動に基づき、この年の選挙では共産党は一定の勢力を拡張させた。特にルール地方では連合系組織と協働して一個の勢力となり、⁽³³⁾ベルリン、ハンブルク、ブレーメン、ハノーファーなどでも大経営組織の幾つかで多数派を占めたことが報告されている。

さて共産党の運動の有力な基盤となったのは、無論これまでに述べたような日常的な労働条件、制度をめぐる抗争に尽きたものではなかった。インフレーション時の賃金条件をめぐる労使間の対立、各種のストライキ運動のように、既存の組合運動では適切に処理しえない状況にこそ、同党はより有効な運動の条件を見出したのである。殊に賃金問題に関連する共産党の運動は、先に述べた調停制度、経営協議会組織の特質と俟って、インフレーション期の組合運動に極立って深刻な影響を与えた、とみることができよう。

大衆組織内の活動が徐々に整備された時点で、一九二一年一月に決定された賃金闘争方針は、この問題に対する共産党の活動の特色をよく示す文書であった。⁽³⁴⁾この文書では、共産党は独自の賃金体系である「戦前並み賃金」

(„Friedenslohn“ — 戦前の消費水準を基準とし、生活必需品の「最低限度の享受」を要求する賃金政策)を提案し、それを各集会で宣伝するとともに産業グループ毎の手工＝頭脳労働者 (Hand- und Kopfarbeiter) の統一した戦線によって闘いとることを原則的に確認した。ところでこの手工＝頭脳労働者という表現は、経営、産業毎の全従業員を指す言葉

であり、前記の方針は経営協議会運動に一層妥当するものとなったのである。従ってそこでは、労働協約を直ちに否定しないが、賃金に関する長期の拘束力についてはこれを拒否すべきことがうたわれた。そしてこの方針は、労働者が賃金闘争に入った場合はそれを「労働協約に関係なく」支持、拡大する、と規定したのである。このような共産党の路線は、直ちに具体化したわけではなかったが、賃金問題における同党の下位労働者組織―特に経営協議会への依拠は、この時期には、既存の組合運動の枠を超える最も有力な手段になった、といえよう。

では、共産党は、賃金要求、労働時間問題を中心とするストライキ運動に対し、如何なる指導をもったのであろうか。それは、共産党の大衆組織内活動を総括するものとなる。以下では、ドイツの「鉄道ストライキ史上最大規模」のものといわれる一九二二年の鉄道ストライキに即して、この問題に対する共産党の態度に言及しよう。⁽³⁶⁾

さて、全国を席捲した同年二月の鉄道ストライキは、国有鉄道経営の困難とインフレーションの影響を最も早く受けた鉄道労働者が、賃金額への不満、前年末の二万人解雇通知及び労働時間の延長への反対を理由としてひきおこした運動であった。その指導にあたった組織は、ヒルシュ・ドュンカー系のドイツ鉄道公務員組合 (Reichsgewerkschaft der deutschen Eisenbahnbeamter ―主として機関手より構成された) であり、ストライキの規模は、北ドイツを中心に南部を除きほぼ全国にわたった。そしてこの闘争には、ADGB系のドイツ鉄道労組 (DEV) 傘下の下位労働者も多く加わり、石炭をはじめとする諸物資の輸送が一時停止される、という事態も生まれたのである。その過程で示されたストライキの性格を列挙すれば次のようである。(1) 指導組織がヒルシュ・ドュンカー系の組合であることから推察されるように、運動の争点自体は政治的な性格が稀薄であったこと、(2) 国側は、目前に予定されたジェノワ会議への考慮を含めて、ストライキの全面的な抑制にあたったこと。即ち大統領エーベルト (F. Ebert) は、憲法四八条に基づく大統領命令を発して労働放棄を禁止し、国防軍を待機させたのである。(3) 自由労組系の指導部も、鉄道公務員

労組の「独走」を批判し、ジェノワ会議への配慮、またストライキが都市労働者の生活を悪化させることを理由として、ストライキの即時停止を呼びかけ、国側との交渉にあたった。(4)それにもかかわらず、ストライキの波はDEVに属する下位労働者の間にも及び、更に五日からは、ベルリンの電気、ガス、水道各経営の労働者が直接投票の結果に基づいていわゆる「山猫ストライキ」(„wilde Streik“)に入る、というように基底部の労働者のエネルギーを昂揚させたのである。

上述の如き鉄道ストライキに対し、共産党は次のような主張を行なった。

先にも述べた通り、この闘争を指導した組織は鉄道公務員組合であり、運動の開始時には共産党のイニシアティブは存在しなかった。しかし共産党は、ストライキの要求に対しては全面的な支持を表明し、「指導者の意思に反しても」闘争を遂行することを強調した。また、ガスその他の都市労働者の経営内労働放棄に対しても強い支持を与え、各地の労働者に支援の行動にたつことを訴えた。その際特に経営では、経営集會に革命時に多く使用された「全従業員集會」(„Belegschaft“)という名称を与え、これに拠って宣伝の強化に努めたのである。更に運動が昂揚した四日には、同党の影響下にある七つの大経営の協議会名で、ベルリンの経営協議会集會開催の呼びかけを行ない、翌日の同集會は、自由労組系指導部の国側との交渉を無効とすべき旨の決議を採択したのであった。以上のような共産党の活動は、下位組織に拠る労働者の運動を、地域的、国的に一層拡大することを意図したものでいえよう。同時に共産党は、自由労組指導部、両社会民主主義政党に対し、ストライキの初日に公開書簡を送り、運動の方法を検討するための共同会談の開催を提案した。そしてこの書簡が各組織によって無視されると、同党はそれを指弾しつつ、独自の要求をも提示してストライキの長期化を図った。その場合共産党は、大統領命令発動、国防軍・緊急救助技術団(„Technische Nothilfe —ストライキ破りの専門集団“)の待機、登場を指摘して、ストライキは「政治的な性質」を帯び

たとし、運動の政治的な性格を強調したのである。

上に述べたように、共産党はストライキに際しては、経営を中心とする下位労働者の闘争力を重視し、これに最も積極的に関与した。もとよりこの場合でも、組合運動との連関には注意が払われ、党中央部は宣伝が「指導者への一般的な憎悪」におちいることに警告を与えたのである。⁽³⁷⁾ 一体に、通常の組合運動から逸脱する行動に対し、共産党がとった方針は、後述の被除名者組合、連合組織の問題とも関連して極めて微妙である。例えば、組合規約と背反する「山猫ストライキ」に対しても、それが孤立的であり各経営の賃金格差をもたらすような場合には、労働者相互の寸断を生むものとして批判された。⁽³⁸⁾ 総じて組合運動の枠を離れた運動は、それが地域的、国的な拡がりをもつか、或いはそのような規模をもつ組合のストライキと連繋する場合に、同党の強力な支持と関与が行なわれた、と要約することができるであろう。これらの運動が、「社会主義者即ち各国の改良主義者が、自身のプログラムの中の最も控え目な要求に関してさえ、何らの闘争を行ないえない」とするコミンテルンの一テーゼに弁証されるものであることは明らかである。⁽³⁹⁾

ところで、上述の鉄道ストライキは、政府側の幾つかの譲歩—労働時間延長の放棄、賃金率の若干の改訂など—により発生後八日目には収束した。従って同党の運動は、その影響力の規模とも相俟って宣伝的な性格を超えなかったが、なおその中で漸次「大衆の獲得」を果したのである。

これまでに検討した活動に基づいて、共産党は労働者組織内で、如何程の影響力をもちえたのであろうか。以下に若干の数字を挙げてみよう。

レティヒは、『ドイツ組合年報』(Jahrbuch der Berufsverband in deutschen Reich, 1925) に依って、組合選挙で

示された一九二二年の共産党員乃至その同調者の概数をあげている。⁽⁴⁰⁾このうち、輸送、鉄道、木材などでは、組合全体の構成数からみて明らかに過大な評価が行なわれているが、一応共産党が影響力をもつ組合名を知ることができよう(次表)。

金属労組	二〇〇、〇〇〇	輸送労組	二〇〇、〇〇〇
鉄道	一五〇、〇〇〇	木材	一五〇、〇〇〇
建築	七〇、〇〇〇	市町村 [〓] 邦	四〇、〇〇〇
陶磁工	一五、〇〇〇	製本	一〇、〇〇〇
印刷	九〇、〇〇〇 ^(*)		

(*)Jの数字のみは„Rote Gewerkschafts-Internationale“ Jg. 1922. より引用されている。

この点を、組合内の共産党フラクションの数によって調べると(括弧内はフラクション数⁽⁴¹⁾)、最強の組合は、金属(一七)、鉱山(一一三)であり、鉄道(八五)、木材(七三)、輸送(六四)がそれにつづいている。これらの組合に、化学(五五)、市町村[〓]邦(五一)、繊維(四五)を付け加えると、共産党が影響力をもつ組合名をほぼ網羅することができるであろう。

次に、一九二一―二二年に開催された各労働組合大会の代議員のうち、反対派が占めた割合を参考までに列記すると(レティヒよりの引用―但しこの場合反対派とは社会民主党との合同前の独立社会民主党員を含むものと思われる)、木材労組では二二三名中七三名、繊維労組で四二七名中三九名、ガラス工労組で一一四名中五二名、建築労組で三〇七名中四三名であった。⁽⁴²⁾就中、共産党の最大拠点である金属労組では一九二二年の大会で七八〇名中一一四名を共産党員が占

め、ヴェストファーレン、ハンブルク、ケーニヒスベルク、ベルリン、シュトゥットガルトの重要産業地域では、共産党系が三四・五%の得票率、一四・三%の代議員を得たことが報告されている。⁽⁴³⁾しかし、一九二一年後半から翌年にかけて開催された一四の組合大会については、党八回大会では特に建築、市町村⁽⁴⁴⁾邦、鉄道、化学、輸送各組合で共産党員が「活躍した」ことが言及されたにとどまった。⁽⁴⁴⁾

一九二二年六月に開催された第一回労働組合全国大会では、六九四名の代議員中九〇名を共産党員が占めたが、⁽⁴⁵⁾この数字は、共和国期に開かれた労働組合大会の中では最大の割合をもつものであった。⁽⁴⁶⁾しかも実際の影響力は、この数字に示されているよりは明らかに大きく、そのため多くの組合では、代議員の直接選挙を避けたが、選挙を行なった若干の組合では、共産党によると、全票数の三〇―四〇%の票が反対派の票であった、とされている。⁽⁴⁷⁾

以上のような組合内の勢力についての幾つかの数字に比して、一般に経営協議会内の共産党の影響力を確定することは極めて困難である。これは、組合指導部が経営協議会を組合の下部機関とみるため諸政党の勢力については言及せず、また共産党の側も、主要な経営、地区における自党系協議会の運動、選挙の成果を報ずるのみであって、全体の勢力比を知ることができないからである。しかし一九二二年の経営協議会選挙については、既出のような数字を挙げることができる。この点に関し東ドイツの正史は、組合員の票数の三〇%が共産党系のリストに投ぜられたとしているが、⁽⁴⁸⁾その根拠は明確ではない。また同選挙では、やはり金属、炭鉱部門で伸張をみせ、鉄道部門でも、鉄道全国経営協議会で一議席を獲得し、東プロイセンの鉄道管理地域の経営協議会では、共産党系が多数派を形成したことが報告された。⁽⁴⁹⁾

総じて共産党が多数派を形成してその影響力を行使しえたのは、後述する組合の対抗措置からも知られるように、

ほぼ地区の段階までにとどまった。そして前記の数字より、同党は、金属、鉱山、鉄道、輸送、木材の各職業で相当に強力な反対派を形成した、といえよう。このようにして当時の共産党は、インフレーションによる危機状況の深化を背景として、自由労組系の組合指導部に不断の脅威を与える程の地歩を得ていた、と評することができるのである。組合指導部の共産党への対抗の問題は、項を改めて述べることにしよう。

- (1) W・I・ノーニン、『共産主義の左翼小児病』全集三一、三六頁、三九頁。
- (2) F. Borkenau, *The Communist International*, London 1938, 邦訳(鈴木一郎訳)、一二九頁。
- (3) Politische Rundschreiben der Zentrale der K. P. D. von Ende Januar 1920 in: *Dokumente*, VII-1, S. 176 ff.
- (4) Bericht K. P. D. V, S. 142.
- (5) Bericht K. P. D. VI, S. 353.
- (6) „Unsere Tätigkeit in der Gewerkschaften“ in: Bericht K. P. D. VII, S. 351 ff.
- (7) „Gewerkschaften und Betriebsräte“ in: Bericht K. P. D. VI, S. 155 ff.
- (8) „Betriebsräte, politische Arbeiterräte und Arbeitslosenfrage“ in: Bericht K. P. D. V, S. 129 ff.
- (9) „Richtlinien für die Gewerkschaftsarbeit der KPD“ in: Bericht K. P. D. VII, SS. 425-429.
- (10) „Leitsätze für die Tätigkeit der Kommunisten in den Gewerkschaften“ in: Bericht K. P. D. VI, SS. 389-396.
- (11) Bericht K. P. D. VII, SS. 31-32.
- (12) Bericht K. P. D. VIII, S. 67.
- (13) Bericht K. P. D. VII, S. 29.
- (14) Die Rote Fahne, Nr. 109, 16. Mai 1923.
- (15) Bericht K. P. D. IX, S. 53.
- (16) Bericht K. P. D. VIII, S. 75.
- (17) Bericht K. P. D. VI, S. 258.
- (18) *Ibid.*, S. 156. なおコンメンタル三回大会では、「革命的な労働組合は、労働協約を否定すべきではないが、それが相対的な価値をもつた十分なことを認識すべきであり、……協定の放棄の仕方についての問題を念頭におくべきである」とされた。„Thesen über die K. I. und

- die R. G. I." in: Thesen und Resolution K. I. III. Hamburg 1921, S. 83.
- (61) Korrespondenzblatt des A. D. G. B. 31. Jg. 1921, Nr. 10 in: Dokumente VII-1, SS. 438-440. その主要な内容は、鉄道を中心とした公営企業による失業者の吸収、私企業への雇傭委託とその際の補助金の支出、インフレーション予防のための資産税徴収、などである。
- (20) Korrespondenzblatt des A. D. G. B. 31. Jg. 1921, Nr. 48 in: Dokumente VII-1, SS. 613-614. その主要な内容は、有価物所有への国家の二五%参与、石炭、鉄山業の社会化、国家非常税 (Reichsnotopfer) の徴収その他である。
- (12) Rundschreiben der Gewerkschaftsabteilung der KPD vom Mai 1922, in: Dokumente VII-2, SS. 76-78.
- (23) Bericht K. P. D. VIII, S. 74.
- (23) Die Rote Fahne, Nr. 555, 4. Dezember 1921.
- (24) Die Rote Fahne, Nr. 562, 8. Dezember 1921.
- (25) Die Rote Fahne, Nr. 561, 8. Dezember 1921.
- (26) Die Rote Fahne, Nr. 562.
- (27) P. v. Oerzen, op. cit., S. 183, Anm. 1.
- (28) Protokoll Gewerkschaften, XI, SS. 419-420, S. 435.
- (29) Die Rote Fahne, Nr. 569, 13. Dezember 1921.
- (30) Die Rote Fahne, Nr. 554, 3. Dezember 1921.
- (31) Die Rote Fahne, Nr. 116, 9. März 1922.
- (32) Die Rote Fahne, Nr. 170, 10. April 1922.
- (33) 『ローテ・フナーネ』によれば、その内訳は右図の通り (Ibid.)。なおこれらの数は、ギルボート前掲書の表とはほぼ一致する。Vgl. C. W. Guillard, op. cit., P. 47.
- (34) Die Rote Fahne, Nr. 537, 24. November 1921.
- (35) GDA, Bd. III, S. 353.
- (36) 以下の鉄道ストライキに関する記述は、特に註を付さない限りは、Die Rote Fahne, Nr. 54, 1, Februar—Nr. 64, 7, Februar 1922 を種宜引用したものである。他はこの事件に関する記述としては、A. Reisinger,

系統	投票数	経営協議 会員数
自由労組系	138,970	1,150
キリスト教労組	77,026	551
ヒルン・デュン カー系労組	6,617	24
ポーランド系	16,091	96
F A U	106,138	762
サンディカリスト	17,788	128
黄色労組	1,254	8
その他	5,599	26

(FAUは共産党員のみを候補者にした)

- op. cit., Teil V, Kap. 3; F. Stampfer, Die vierten Jahre der ersten deutschen Republik, 3. Aufl., Hamburg 1953, SS. 258-260.
- (55) A. Reisberg, op. cit., S. 372.
- (56) A. Schreiner, „Nach dem Kampf in der süddeutschen Metallindustrie“ in: Die Internationale, Jg. 4, H. 26, S. 603.
- (57) „Thesen über die Taktik“ in: Thesen und Resolution K. I. III, S. 31 ff.
- (58) R. Rettig, op. cit., S. 86
- (59) Bericht K. P. D. VIII, S. 76.
- (60) R. Rettig, op. cit., SS. 84-85.
- (61) Bericht K. P. D. VII, S. 352.
- (62) Bericht K. P. D. VIII, S. 72.
- (63) Ibid., S. 71.
- (64) O. K. Flechtheim, op. cit., S. 82.
- (65) Bericht K. P. D. VIII, S. 71.
- (66) GDA, Bd. 3, S. 361.
- (67) Bericht K. P. D. VIII, S. 68.

(米 衆)